

島根県高等学校PTA連合会 高校生総合保障制度

この補償概要は、主な場合を記載しておりますので、具体的な内容につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、プランによってセットされている補償が異なり、補償できない補償項目がありますのでご注意ください。

■子ども総合保険の補償概要

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
●育英費用補償 (国内外補償)	扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。 (注1) 同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。 (注2) 「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。 ・育英費用保険金をお支払いした場合 ・被保険者が独立して生計を営むようになった場合 ・被保険者が扶養されなくなった場合	次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合など
●個人賠償責任補償 (国内外補償) ・個人賠償責任補償 条項の一部変更 ・受託品賠償責任 補償	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物(情報機器などに記録された情報を含みます。)に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 受託品(被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物をいいます。)については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。 (※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。 お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などにかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1) 受託品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車、オートバイ、船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、動物、植物、データなどの無体物 ●スカイダイビング、ハングライダー搭乗、ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 など (注2) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注3) 受託品にかかる損害賠償責任を除き、この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。 (注4) 学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。 被保険者の範囲 ① 本人(加入者証記載の被保険者をいいます。) ② 本人の親権者 ③ 本人の配偶者 ④ ①から③までの同居の親族 ⑤ ①から③までの別居の未婚の子 ⑥ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。 ⑦ ②から⑥までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。	次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 ●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合など
●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 セット	○死亡保険金…被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。 (注) 同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。 ○後遺障害保険金…被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。	次の事由によって生じたケガなど ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車・クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)

補 償	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
●前頁つづき ●傷害補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 セット	○後遺障害追加支払保険金…後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故日を含めて180日を経過し、かつ被保険者が生存されている場合、後遺障害保険金としてお支払いした額にご加入の追加支払倍数を乗じた額をお支払いします。 (注) セットされている場合には、追加支払倍数を乗じた保険金額を後遺障害追加支払保険金額として表示しています。 ○入院保険金…被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象) ○手術保険金…被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5] ○通院保険金…被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1) 骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具を含みません。	●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。) ●特に危険な運動中のケガ(ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
●特定感染症 (国内外補償)	被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。)	次の事由によって発病した特定感染症 ●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(初年度契約の場合) ●次の事由により発病した特定感染症 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③地震・噴火またはこれらによる津波 ④戦争・革命・内乱・暴動 ⑤放射線照射・放射能汚染 など
●熱中症危険補償 (国内外補償)	急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。 【対象となる保険金】 「傷害補償」(死亡・後遺障害・後遺障害追加・入院・手術・通院)の保険金	「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ
●学校管理下 動産補償 (国内外補償)	被保険者が自宅敷地外において携行している被保険者所有の身の回り品に、学校の管理下(学校の授業中、在校中、教育活動行事への参加中、登下校中)で偶然な事故による損害が発生した場合、身の回り品1つ(1組または1対)あたり10万円またはご加入の保険金額のいずれか低い額(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、時価額(※)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。 (保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度) (※) 保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。 (注1) 身の回り品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、自転車、オートバイ、危険な運動中のその用具 など (注2) 自己負担額(1事故につきご加入の1,000円または3,000円)があります。	次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥 ●電気的事故、機械的事故 ●置き忘れ・紛失およびこれら後の盗難 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など
●被害事故補償 (国内外補償)	被保険者が犯罪行為(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為で、警察官に届け出た場合)またはひき逃げ事故により、事故日を含めて180日以内に死亡または後遺障害(別途定める第1級~第4級)が生じた場合、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して保険金をお支払いします。 お支払いする保険金 次の損害額を、保険の約款に定める算定基準により算出してお支払いします。 (1事故につきご加入の保険金額限度) ●死亡の場合：葬儀費・逸失利益・精神的損害・臨時費用(※)・その他の損害 ●後遺障害の場合：逸失利益・精神的損害・将来の介護料・臨時費用(※)・その他の損害 (※) 臨時費用は1回の被害事故につき、死亡10万円、後遺障害2万円を限度とします。 (注) 損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者等給付金など)がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。	次の事由によって生じた損害 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●被害事故のほう助、容認、誘発 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
●傷害医療費用補償 (国内外補償) ・細菌性食中毒補償 セット	被保険者がケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。(1事故につきご加入の保険金額限度) ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入退院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注) 労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ
●病気死亡見舞金 (葬祭費用補償・ 傷害補償対象外) (国内外補償)	保険期間開始後(※)に発病した病気が原因で、被保険者が保険期間中または発病日を含めて180日以内に死亡した場合、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。(ご加入の保険金額限度) (※) 継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後をいいます。	次の事由によって発病した病気 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
●疾病入院医療 保険金 (国内外補償)	被保険者が保険期間開始後に病気を発病(注1)し、保険期間中に1泊2日以上入院を開始した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1回の入院(注2)につき60日限度) (注1) 発病について ●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。 ●保険期間開始前に発病した病気で、保険期間開始から1年経過後に発生した入院については、保険金をお支払いします。 (注2) 同一の疾病治療を目的として退院日を含めて180日以内に開始した入院については1回の入院とみなします。	次の事由によって発病した病気など ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●アルコール・薬物依存 ●妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩はお支払いします。) ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など